

|       |   |       |       |
|-------|---|-------|-------|
| 受理年月日 | 平成27年12月3日  | 所管委員会 | 第1委員会 |
| 番号    | 27年陳情第15号   |       |       |
| 件名    | 平成27年国勢調査に関する本市の対応について  |       |       |
| 陳情者   | <div style="background-color: black; width: 150px; height: 15px; display: inline-block;"></div> ※個人が特定される情報については、<br><div style="background-color: black; width: 100px; height: 15px; display: inline-block;"></div> 掲載していません。  |       |       |
| 分割送付  | なし  |       |       |
| 要旨    | <p>平成27年国勢調査で初めて導入されたインターネット回答について、陳情者はインターネット回答の利用案内の配布期間を大幅に過ぎて遅配され、それによってインターネット回答の猶予を大きく失った。国勢調査コールセンターと博多区に問い合わせたところ、国が定めた配布期間は9月10日から9月12日。博多区は総務課長の裁量であらかじめ2日延長していた。変更は区民に広報されず、区長、本市にも報告されていなかった。したがって福岡県、国にも上がっていない。国（総務省統計局）に問い合わせたところ、国が定めた規定は、都道府県、市区町村でやむを得ず変更するに足る事由があれば、その裁量はあるが、届け出がないと国勢調査コールセンターなどの機能に支障を来し混乱を招くことになるとの旨回答あり。</p> <p>その結果、国民に公平に与えられるはずの回答期間や回答方法に、不公平が生じている。しかも博多区民はもとより、本市民には周知徹底されていない。</p> <p>国民には国勢調査に回答する義務が定められ、回答を拒んだり虚偽の回答をしたりした場合には罰則も定められている。それにもかかわらず、調査する側のずさんさが陳情者独自の調べでも目立った。</p> <p>よって、今後調査する公務員には、本市民への対応に襟を正し、厳正で真摯な姿勢で臨まれるよう以下の事項を陳情します。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 国勢調査の趣旨や目的、調査内容、方法などを親切丁寧に、わかりやすく市民に伝える広報手段を考えること。</li> <li>2. 本市が各区の実情に合わせて基準をつくることは、二重基準、いわゆるダブルスタンダードとなり、調査回答する者の地域によって不公平が生じるため、慎重に検討し厳正に実行すること。</li> <li>3. 国勢調査による統計の正確さ、個人情報の保護の両面から鑑みて、調査票の提出方法は、調査員に提出と郵送での提出を同時に併用すること。</li> <li>4. 国が定めた国勢調査の調査方法をやむを得ず変更する場合は速やかに市民、各区民に市政だより、ホームページ（ウェブ）、公共施設でのアナウンスなどの広報手段を通じて周知徹底すること。</li> <li>5. 国の調査とはいえ、実態は市、区ごとに委ねられているこれらの問題解決を市議会議員一人一人の課題として真剣に模索検討すること。</li> </ol> |       |       |

## 平成 27 年国勢調査に関する福岡市の対応についての陳情書

(※)福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載しておりません。



平成 27 年 12 月 3 日

福岡市議会議員  
おばた久弥 様

陳情者  
[REDACTED]

### ○陳情の趣旨と経過

平成 27 年国勢調査で初めて導入されたインターネット回答について、陳情者はインターネット回答の利用案内の配布期間を大幅に過ぎて遅配され、それによってインターネット回答の猶予を大きく失った。国勢調査コールセンターと博多区に問い合わせたところ、国が定めた配布期間は 9 月 10 日から 9 月 12 日。博多区は総務課長の裁量で予め 2 日延長していた。変更は区民に広報されず、区長、福岡市にも報告されていなかった。したがって福岡県、国にもあがっていない。国（総務省統計局）に問い合わせたところ、国が定めた規定は、都道府県・市区町村でやむを得ず変更するにたる事由があれば、その裁量はあるが、届け出がないと国勢調査コールセンターなどの機能に支障をきたし混乱を招くことになるとの旨回答あり。\*資料④ 福岡市では博多区だけがインターネット回答案内の期間延長をし、区民に広報していなかったことについては 10 月 6 日の西日本新聞ふくおか都市圏版に掲載された。\*資料⑤ 前日の 10 月 5 日、福岡市統計調査課長、博多区総務課長は陳情者に面会を求め、福岡市長と博多区長への上申書に対して両課長としての回答書を渡した。資料①②③ その席で陳情者が当初から要望した「市政だより」での市民への報告おわび等の掲載を約束するような説明をしながら、博多区総務課長は「検討すると言ったまで。」として 11 月 15 日博多区版にも一切掲載しなかった。その後も福岡市および博多区の国勢調査方法の疑問に対する質問への回答が曖昧で不誠実な点が多く、担当部署が当該調査の実態を十分に把握していないことに不信感が募った。\*資料⑥⑦⑧ 陳情者は福岡市情報公開室で、総務省統計局の「平成 27 年国勢調査 調査員のしごと」、「平成 27 年国勢調査 調査の手引」と福岡市の「平成 27 年国勢調査 調査員のしおり」、福岡市各区の「平成 27 年国勢調査 調査員のしごと」等の資料を閲覧・コピー・写真撮影し、比較した。（東区の資料はなし。）

これによって博多区は、インターネット回答だけでなく、10 月 1 日から 10 月 7 日までと国・福岡市が定めた、調査票の提出状況の確認と回収を 10 月 1 日～10 月 4 日までと 3 日短縮していたことがわかった。\*資料⑨ これも福岡市、福岡県、国には報告されていなかった。

その結果、国民に公平に与えられるはずの回答期間や回答方法に、不公平が生じている。しかも博多区民はもとより、福岡市民には周知徹底されていない。

また陳情者の居住地を担当した調査員と指導員の氏名を明らかにするよう、博多区総務課長に求めたが、公文書公開請求するよう回答。11月24日、国から不開示とする旨通知されているとの理由で、公文書非公開決定を実施機関福岡市長名で陳情者（請求者）に通知した。

11月27日、陳情者は福岡市長に異議申立てを行った。\*資料⑩

国民には国勢調査に回答する義務が定められ、回答を拒んだり虚偽の回答をした場合には罰則も定められている。それにもかかわらず、調査する側のずさんさが陳情者独自の調べでも目立った。今後調査する公務員には、福岡市民への対応に襟を正し、厳正で真摯な姿勢で臨まれることを福岡市議会に陳情する。

#### ○陳情事項

1. 国勢調査の趣旨や目的、調査内容、方法などを親切でいねいに、わかりやすく市民に伝える広報手段を考える。
2. 総務省統計局（以下、国とする）は、新聞、テレビCM、Webなど各種メディアを通して国民が知るべき最低限の調査目的を広報しているが、福岡市が各区の実情に合わせて基準を作ることは、二重基準、いわゆるダブルスタンダードとなり、調査回答する者の地域によって不公平が生じるため、慎重に検討し厳正に実行すること。特に博多区は福岡市が定めた基準をさらに変更、ダブルスタンダードを超え基準がないに等しくなっている。
3. 福岡市は調査票の提出方法を郵送での提出を基本とし、10月1日以降の調査員の訪問回収は原則として行っていない。郵送は回答者にとっては便利な一面もあるが、高齢者などの弱者にとっては、希望しない限り調査員が対面説明・確認をして回収を行わないことは不親切であり、国勢調査としての正確さを欠く。現に調査票を配布する封筒に記載された調査票提出の説明と、同封された福岡市の調査票提出方法の違いから、陳情者自身も誤解した。博多区以外の区を担当した知人の調査員からも、「多くの苦情が寄せられて困った。もう二度とやりたくない」との話を聞いた。このような混乱を避け、国勢調査による統計の正確さ、個人情報の保護の両面から鑑みて、調査票の提出方法は、「調査員に提出」と「郵送での提出」を同時に併用していただきたい。
4. 国が定めた国勢調査の調査方法をやむをえず変更する場合は速やかに市民、各区民に「市政だより」「ホームページ(Web)」「公共施設でのアナウンス」などの広報手段を通じて周知徹底すること。

5. 博多区総務課長は国と福岡市が定めたインターネット回答案内の配布期間9月10日～12日を独断で9月14日まで延長し、さらには、調査票の提出状況の確認と回収も10月1日～7日を10月4日までに短縮し、区民にも区長にも福岡市にも知らせていなかった。またこれらの問題を指摘した陳情者に回答しただけで、博多区民には最後まで知らせていない。陳情者には『市政だより博多区版』におわびの掲載をするようなことを言いながら回答を延ばし、土壇場になって「検討するとしか言っていない。博多区版に掲載することの権限は自分にある」との理由で掲載なしの回答をした。これは典型的な詭弁である。区民が知らないままに行政が事を進めることは最も避けなければならない。博多区総務課長には、大いに反省を促したい。博多区総務課長の一連の対応・発言は、生まれながら博多区に住む陳情者としては、非常に残念の一言に尽きる。

6. 陳情者が住む博多区は、国勢調査に対する準備不足、調査員の確保不足、調査員への説明不足を認めているが、その弊害が調査員のマナーやモラルの低下となり、指導員の存在も機能していないに等しい。これでは回答する区民にしわ寄せがくるのは必然であり、個人情報厳格に保護されることが求められている現在、ますます国勢調査への理解協力は得られなくなるだろう。国の調査とはいえ、実態は市・区ごとに委ねられているこれらの問題解決を市議会議員皆さん一人一人の課題として真剣に模索検討していただきたい。

#### ○添付資料

- ①平成27年9月19日付 福岡市長あて上申書
- ②平成27年9月19日付 福岡市博多区長あて  
「平成27年国勢調査に関する疑問について」①②同文各4枚。
- ③平成27年10月2日付 陳情者■■■■あて上記①②に係る回答1枚。
- ④平成27年10月5日付「平成27年国勢調査回答案内配布等について」5枚。
- ⑤平成27年10月6日 西日本新聞 福岡都市圏版(写し)1枚。
- ⑥平成27年11月6日付 福岡市総務企画局企画調整部調査課長あて
- ⑦平成27年11月6日付 博多区役所総務部総務課長あて  
「平成27年国勢調査に係る質疑への不服申し立て」同文、各1枚。
- ⑧平成27年11月9日付 福岡市博多区長あて「平成27年国勢調査に係る福岡市博多区の対応について」2枚。
- ⑨平成27年11月20日陳情者■■■■作成「国勢調査員の主な仕事」1枚。
- ⑩平成27年11月27日付 福岡市長あて「公文書非公開決定に対する異議申し立て」2枚。

以上

平成 27 年 9 月 19 日

## 上申書

福岡市長 高島宗一郎 様

### 平成 27 年国勢調査に関する疑問について

#### ○はじめに

今回の国勢調査に関する疑問についての質問等は、  
の世帯主、の任意によるものです。国勢調査について国民が等しく知る権利のある情報の開示を求めます。

場合によっては福岡市議会に陳情するための資料とします。

#### ○経緯

9 月 17 日午後 10 時ころ、の世帯主は、帰宅した妻から手渡されたインターネット回答の利用案内の書類を見て、回答期限が 9 月 20 日に迫っていることに気がつき不審に思い、9 月 18 日午前中に国勢調査コールセンターに問い合わせたところ遅配であることを知り、博多区役所総務部総務課をたずねて、川本晃靖財務・調査係長に事情説明を求めた。

○博多区 から を担当した、一般公募による 国勢調査員の職務内容確認。

当初博多区役所の判断では 調査員が担当する世帯数は、前回の国勢調査資料をもとに 68 世帯と想定。その後調査員の報告を参考に 75 世帯に修正した。そのうち 調査員が対面手渡しした世帯数は 8 世帯。不在連絡メモなどの使用はしていない。総務省統計局の説明には、調査員の仕事として、「みなさまのお宅を訪問し、不在だった場合、連絡メモを配布する」とある。

○平成 27 年国勢調査インターネット回答の利用案内の配布期間。

平成 27 年 9 月 10 日から 9 月 12 日。総務省統計局へ が確認し回答あり。

9 月 18 日の電話連絡では博多区は 9 月 12 日からと総務課服部職員より説明があった。その後の再確認で博多区の配布期間は 9 月 10 日から 9 月 14 日までと川本係長が服部職員の説明を訂正した。

調査員は博多区から渡された説明資料だけを見て、配布期間は 9 月 10 日から 9 月 14 日までと認識しており、総務省統計局は 9 月 10 日から 9 月 12 日までと定めていることを知らなかった。

○川本係長（以下係長）、■■■■調査員（以下調査員）、■■■■との質疑応答。

問（■■■■・以下省略）福岡市は9月10日から9月14日までの配布期間なのか。

答（係長）博多区だけで福岡市の他区は9月10日から9月12日までだと思う。

問 博多区が配布期間を2日延長した理由。その許可はどこに求めたのか。

責任はどこにあるのか。

答（係長）総務課長が延長を決定した。博多区長の決済までは上げていない。

しかし博多区としての決定事項であるから、責任は博多区長にある。

問 博多区民にインターネット回答の利用案内の配布期間延長を広報したか。

答（係長）していない。

問 各市町村区での配布期間等の任意変更は許されているのか。

答（係長）よく分からないので調べておく。

問 調査員の職務（配布作業等）記録・報告についてはどうなっているか。

答（係長）博多区としては調査員の1日ごとの記録は必要としていない。

また、インターネット回答の利用案内の配布完了報告も求めている。

したがって博多区の配布状況の実態は把握していない。

問（調査員に）配布を開始した日時から完了した日時までの職務内容を教えてほしい。

答（調査員）開始日は9月10日午後7時ころから午後8時30分ころまで。

9月11日職務履行なし。

9月12日午後2時ころから午後6時30分ころまで。

9月13日午後7時ころから午後8時30分ころまで。

9月14日職務履行なし。

9月15日午後7時ころから午後8時ころまで。

9月16日職務履行なし。

9月17日午後8時ころから午後9時30分ころまでに配布完了した。

問 なぜ配布期限を大幅に過ぎ、遅配につながったのか。

答（調査員）一戸建ては配布しないでよいと自己判断した。妻も調査員の1人であり、それ以外にもう1人調査員がいて3人の調査員の配布分担を間違え、気がつくのが遅れた。

問 他の調査員が私の家を含む一戸建の家を訪問していると思っていたのか。

答（調査員）そうです。勘違いしていた。

答（係長）調査員の確保不足、調査世帯数予測の甘さ、調査区要図の不備など、博多区の国勢調査に対する準備不足が結果的に遅配を招いたことを認める。

問 9月17日午後9時ごろ私の家（■■■■世帯主■■■■）を訪問しながら、なぜ声をかけて対面手渡しせず、ポストに投函したのか。

答（調査員）夜分遅かったので迷惑だと思い、声をかけることを遠慮した。

問 夜遅くに家を訪ねて声をかけることよりも、遅配していることの方が問題であるから、対面して率直に詫げることの方が大切ではなかったか。あなたの行動は結果的に職務怠慢で、責任を回避したととらえられても仕方ない。

問 訪問先が不在だった場合、連絡メモを配布したか。

答（調査員）連絡メモなどはどこの世帯にも配布していない。

答（係長）そのような指導はしていない。いろいろな面での説明不足があった。

問 遅配した世帯数はどのくらいか。

答（調査員）9件。\*9月17日だけの数ではないのか、正確には9月13日から9月17日をまでの遅配世帯数を再確認する必要があると思われる。

○国勢調査における福岡市博多区職員及び調査員の職務内容を市民として理解するために、調査員一般公募時の情報が分かるものや資格条件、職務内容が記載された資料等の情報開示を求め、川本係長から受け取ることを約束した。

○罰則等の確認

統計法では、正確な統計を作成するために、調査項目に回答する義務（報告義務）が定められている。回答を拒んだり虚偽の回答をした場合の罰則も定められている。

国勢調査に従事する調査員、地方公共団体の職員などには守秘義務のほかにもどんな義務があるのか。また義務に反した場合の罰則は定められているのか。

○その他

9月18日午後1時過ぎ福岡市役所統計調査課の黒川由輝、酒見真次職員に、博多区川本晃靖財務・調査係長の説明を報告するとともに、今回の国勢調査インターネット回答の利用案内配布期間延長、それにとまなう遅配などが発生しているのであれば、市政だよりなどを通して市民に周知させ、お詫びするよう求めた。

また福岡市のホームページには国勢調査のイメージ図として総務省統計局の図を引用しながら、インターネット回答用IDを世帯に配布する期間を9月10日（木）～とし、終了日の12日を記載していない。同様にインターネット回答のなかった世帯にのみ調査票を配布する期間も9月26日（土）～とし、終了日の9月30日（水）を記載していない。これはなぜか。

9月18日午後4時過ぎ、総務省統計局国勢調査担当部署に電話連絡、このたびの事案の概要を説明した。対応した担当者は福岡市博多区のインターネット回答の利用案内配布期間が9月10日から14日までとされたことに疑問を持ち、福岡県を通じて改善指導をすると回答した。



#### ○まとめ

9月19日午後5時に博多区役所総務課を再訪し、川本晃靖財務・調査係長、  
[REDACTED]調査員と[REDACTED]との三者面談を午後6時までに行った。その結果、今回の国勢調査で初めて採用されたインターネット回答の利用案内配布などを含む博多区の準備不足が露呈し、また博多区が委託し総務大臣が任命した非常勤国家公務員である調査員の職務履行について大きな疑問を抱いた。その理由は上記にあるとおり、調査員がインターネット回答の利用案内配布を実行した日時を見れば一目瞭然であろう。これらのことから少なくとも博多区民は国勢調査に回答しなければならない国民としての義務が定められているにもかかわらず、インターネット回答の利用案内配布期間が2日延長されたことにより、博多区職員および調査員には職務履行の猶予が与えられ、逆に博多区民は国民に等しく与えられている回答期間を2日短縮されたうえに、遅配された私を含む博多区民は回答期間の猶予をさらに失うことになった。しかも博多区の配布期間延長は博多区民には知らされていない。インターネット回答期限の9月20日は目前に迫っており早急な改善を求めたが福岡市の担当者は博多区へ確認照会すらせず、もはや手遅れであった。これらを鑑みると到底看過することはできない。福岡市役所、博多区役所は市民に対して今回の問題をどのように説明するのか、市政だよりなどの広報手段を通じて市民に周知させ、お詫びするなどの具体的な回答を求めるとともに、私は福岡市民として福岡市議会への陳情および報道機関への連絡も視野に入れて検討している。

質問者 [REDACTED]  
[REDACTED]

平成 27 年 9 月 19 日

福岡市博多区長様

## 平成 27 年国勢調査に関する疑問について

### ○はじめに

今回の国勢調査に関する疑問についての質問等は、  
の世帯主、の任意によるものです。国勢調査について国民が等しく知る権利のある情報の開示を求めます。

場合によっては福岡市議会に陳情するための資料とします。

### ○経緯

9 月 17 日午後 10 時ころ、の世帯主は、帰宅した妻から手渡されたインターネット回答の利用案内の書類を見て、回答期限が 9 月 20 日に迫っていることに気がつき不審に思い、9 月 18 日午前中に国勢調査コールセンターに問い合わせたところ遅配であることを知り、博多区役所総務部総務課をたずねて、川本晃靖財務・調査係長に事情説明を求めた。

○博多区 から を担当した、一般公募による 国勢調査員の職務内容確認。

当初博多区役所の判断では 調査員が担当する世帯数は、前回の国勢調査資料をもとに 68 世帯と想定。その後調査員の報告を参考に 75 世帯に修正した。そのうち 調査員が対面手渡しした世帯数は 8 世帯。不在連絡メモなどの使用はしていない。総務省統計局の説明には、調査員の仕事として、「みなさまのお宅を訪問し、不在だった場合、連絡メモを配布する」とある。

○平成 27 年国勢調査インターネット回答の利用案内の配布期間。

平成 27 年 9 月 10 日から 9 月 12 日。総務省統計局へ が確認し回答あり。

9 月 18 日の電話連絡では博多区は 9 月 12 日からと総務課服部職員より説明があった。その後の再確認で博多区の配布期間は 9 月 10 日から 9 月 14 日までと川本係長が服部職員の説明を訂正した。

調査員は博多区から渡された説明資料だけを見て、配布期間は 9 月 10 日から 9 月 14 日までと認識しており、総務省統計局は 9 月 10 日から 9 月 12 日までと定めていることを知らなかった。

○川本係長（以下係長）、■■■■調査員（以下調査員）、■■■■との質疑応答。

問（■■■■以下省略）福岡市は9月10日から9月14日までの配布期間なのか。

答（係長）博多区だけで福岡市の他区は9月10日から9月12日までだと思う。

問 博多区が配布期間を2日延長した理由。その許可はどこに求めたのか。

責任はどこにあるのか。

答（係長）総務課長が延長を決定した。博多区長の決済までは上げていない。

しかし博多区としての決定事項であるから、責任は博多区長にある。

問 博多区民にインターネット回答の利用案内の配布期間延長を広報したか。

答（係長）していない。

問 各市町村区での配布期間等の任意変更は許されているのか。

答（係長）よく分からないので調べておく。

問 調査員の職務（配布作業等）記録・報告についてはどうなっているか。

答（係長）博多区としては調査員の1日ごとの記録は必要としていない。

また、インターネット回答の利用案内の配布完了報告も求めている。

したがって博多区の配布状況の実態は把握していない。

問（調査員に）配布を開始した日時から完了した日時までの職務内容を教えてほしい。

答（調査員）開始日は9月10日午後7時ころから午後8時30分ころまで。

9月11日職務履行なし。

9月12日午後2時ころから午後6時30分ころまで。

9月13日午後7時ころから午後8時30分ころまで。

9月14日職務履行なし。

9月15日午後7時ころから午後8時ころまで。

9月16日職務履行なし。

9月17日午後8時ころから午後9時30分ころまでに配布完了した。

問 なぜ配布期限を大幅に過ぎ、遅配につながったのか。

答（調査員）一戸建ては配布しないでよいと自己判断した。妻も調査員の1人であり、それ以外にもう1人調査員がいて3人の調査員の配布分担を間違え、気がつくのが遅れた。

問 他の調査員が私の家を含む一戸建の家を訪問していると思っていたのか。

答（調査員）そうです。勘違いしていた。

答（係長）調査員の確保不足、調査世帯数予測の甘さ、調査区要図の不備など、博多区の国勢調査に対する準備不足が結果的に遅配を招いたことを認める。

問 9月17日午後9時ごろ私の家（■■■■世帯主■■■■）を訪問しながら、なぜ声をかけて対面手渡しせず、ポストに投函したのか。

答（調査員）夜分遅かったので迷惑だと思い、声をかけることを遠慮した。

問 夜遅くに家を訪ねて声をかけることよりも、遅配していることの方が問題であるから、対面して率直に詫びることの方が大切ではなかったか。あなたの行動は結果的に職務怠慢で、責任を回避したととらえられても仕方ない。

問 訪問先が不在だった場合、連絡メモを配布したか。

答（調査員）連絡メモなどはどこの世帯にも配布していない。

答（係長）そのような指導はしていない。いろいろな面での説明不足があった。

問 遅配した世帯数はどのくらいか。

答（調査員）9件。＊9月17日だけの数ではないのか、正確には9月13日から9月17日をまでの遅配世帯数を再確認する必要があると思われる。

○国勢調査における福岡市博多区職員及び調査員の職務内容を市民として理解するために、調査員一般公募時の情報が分かるものや資格条件、職務内容が記載された資料等の情報開示を求め、川本係長から受け取ることを約束した。

○罰則等の確認

統計法では、正確な統計を作成するために、調査項目に回答する義務（報告義務）が定められている。回答を拒んだり虚偽の回答をした場合の罰則も定められている。

国勢調査に従事する調査員、地方公共団体の職員などには守秘義務のほかにどんな義務があるのか。また義務に反した場合の罰則は定められているのか。

○その他

9月18日午後1時過ぎ福岡市役所統計調査課の黒川由輝、酒見真次職員に、博多区川本晃靖財務・調査係長の説明を報告するとともに、今回の国勢調査インターネット回答の利用案内配布期間延長、それにともなう遅配などが発生しているのであれば、市政だよりなどを通して市民に周知させ、お詫びするよう求めた。

また福岡市のホームページには国勢調査のイメージ図として総務省統計局の図を引用しながら、インターネット回答用IDを世帯に配布する期間を9月10日（木）～とし、終了日の12日を記載していない。同様にインターネット回答のなかった世帯にのみ調査票を配布する期間も9月26日（土）～とし、終了日の9月30日（水）を記載していない。これはなぜか。

9月18日午後4時過ぎ、総務省統計局国勢調査担当部署に電話連絡、このたびの事案の概要を説明した。対応した担当者は福岡市博多区のインターネット回答の利用案内配布期間が9月10日から14日までとされたことに疑問を持ち、福岡県を通じて改善指導をすると回答した。



平成27年10月2日

様

福岡市総務企画局統計調査課長

福岡市博多区総務課長

平成27年9月19日付け福岡市長宛て「上申書」及び同日付け博多区長宛て  
「平成27年国勢調査に関する疑問について」に係る回答について

標記につきまして、下記のとおり回答いたします。

#### 記

インターネット回答関係書類（以下、「書類」という。）の配布期間につきましては、  
地域の実情に応じて設定できることとなっております。

博多区においては、オートロックマンションなど居住の確認が困難な住宅が多いこと、  
複数の調査区を担当する調査員が多いこと、調査員に高齢者が多いことなどから、一部  
において書類の運配が発生することも想定されたため、遅くとも14日までに配布を終  
えることとし、「調査員のしごと」（説明会資料）に配布期間を9月14日までと記載し  
たものです。調査員説明会におきましても、「国が示す9月10日から12日までの間に  
インターネット回答利用案内の配布を行うこととするが、やむを得ずその期間内に配布  
できなかったものについては、遅くとも9月14日までには配り終えるよう」説明して  
おります。

しかしながら、区民の皆様に対してこのことを事前に広報しておらず、加えて、調査  
員への配布期間の周知が徹底されず遅配が生じたことで、ご心配ご迷惑をおかけしたこ  
とにつきましては、大変申し訳なくお詫び申し上げます。

このことについては事後になりましたが、配布が遅れたことのお詫びを市及び区のホ  
ームページに掲載したところです。

また、前述のとおり、書類の配布期間については、地域の実情に応じて設定すること  
ができるのですが、その決定に際しては、事前に国に報告しておくことが望ましかつ  
たと考えております。今後は報告すべきことについて、市と区的意思疎通を図り徹底し  
てまいります。

なお、国において、「9月20日までとしていたインターネット回答期間を、同月26日  
から10月20日まで受け付ける」とこととされましたので、その内容も含めてより市民の  
皆様に分かりやすい周知を行うため、市及び博多区のホームページの改善を図ったとこ  
ろです。

今後とも、市民の皆様にはわかりやすい情報提供に努めてまいります。

平成 27 年 10 月 5 日

## 平成 27 年国勢調査の回答案内配布等について

### □概要

平成 27 年国勢調査インターネット回答の利用案内配布期間（以下配布期間）を総務省統計局・都道府県・市区町村は 9 月 10 日（木）から 9 月 12 日（土）と定めて国民に各媒体等を通して周知を図っている。

しかし福岡市博多区は配布期間を国勢調査が始まる前の 8 月に 9 月 10 日（木）から 9 月 14 日（月）と 2 日延長した期間で定めた。決定したのは福岡市博多区役所総務部総務課長 夙慶一郎（以下敬称略）で、博多区長には決裁を求めている。また、博多区の国勢調査に従事する担当者以外は回答する義務を定められた博多区民をはじめ、だれにも知らせていなかった。

福岡市総務企画局企画調整部統計調査課（以下福岡市統計調査課）が博多区の配布期間設定日を知ったのは 9 月 20 日の午前。当日はインターネットの回答期限である。

9 月 22 日の午後に福岡市総計調査課は総務省統計局国勢統計課の専門官に福岡市博多区のインターネット回答の利用案内配布期間延長を伝えた。

以上のことから、福岡市博多区が独自に定めたにインターネット回答の利用案内配布期間が上記国勢調査関係各所に伝わったのは、配布期間を過ぎての事後報告であることがわかる。

国勢調査の回答を義務づけられている国民の 1 人である、福岡市博多区在住の [ ] は、9 月 17 日夜に書類が遅配されたことから翌 18 日に博多区に確認し、福岡市では博多区だけが配布期間を 2 日延長していることを知った。その疑問について 9 月 19 日付の書類を連休明けの 9 月 24 日に博多区総務課長と係長の前で音読し、内容に誤りなどがないかを確認したうえで、博多区長と福岡市長にあて、市政だよりなどを通じて市民にお詫びしてほしいとの旨を上申した。

9 月 25 日夜には総務省統計局国勢統計課 [ ] 統計専門官から [ ] へ電話があり、今回の国勢調査における福岡市と博多区の対応についての事情聴取があり、その結果、国（総務省統計局）としては、福岡県を通じて改善指導するとの回答があった。

9 月 26 日に国勢調査の書類が調査員により [ ] 宅に届けられた。書類は封筒の表には 3 種類と書いてあるが、「調査票の提出方法について」として福岡市は郵送の提出を基本とし訪問回収は希望連絡がなければ 10 月 1 日以降の調査員の再訪問は原則しない。というチラシが 1 枚追加されていた。

9 月 30 日に福岡市博多区に [ ] が請求していた資料として、「平成 27 年度国勢調査員 国勢調査員の募集について」「平成 27 年国勢調査 調査員業務の流れ」「平成 27 年国勢調査 調査員のしごと 総務省統計局（博多区修正版）」が届いた。これらの資料は総務省統計局が定めた事項のどこをどのような理由で修正したのかが不明である。10 月 1 日、福岡市統計調査課の木村悟係長から、これらの資料は福岡県に提出したとメール連絡があった。

10月2日午前11時過ぎ、福岡県調査統計課大森通和企画主幹に[ ]が面会。これまでの福岡市役所と博多区役所と[ ]との質疑応答、上申書、博多区修正版等資料1式を渡し、諸問題の改善を求めた。総務省統計局の[ ]統計管理官から県に連絡が入ったことも知る。同日午後5時30分過ぎから午後7時15分間に博多区役所の用総務課長と福岡市役所の木村係長から携帯留守電に問い合わせの回答について伝言が残される。午後12時ころ高岡がメール返信し10月5日午前中の面談を提案した。

10月3日午後、福岡市役所の木村係長よりメール返信で翌10月4日(日)曜日の面談を希望されたが[ ]の都合により10月5日午前11時から福岡市役所で行うことに決まる。

#### □問題点

①平成27年国勢調査インターネット回答の利用案内配布期間を福岡市博多区は国勢調査開始前の8月に、9月10日(木)から9月14日(月)と2日延長して定めながら、博多区民に周知させることを怠っていること。

②博多区の配布期間を決定したのは福岡市博多区役所総務課長風慶一郎で、博多区長には決裁を求めておらず、福岡市総計調査課に承認を得るなどの手続きをしていないこと。

③9月18日に博多区民の[ ]から指摘を受けて、博多区役所、福岡市役所の国勢調査担当者は、配布期間を過ぎ、回答期限が9月20日に迫っているにもかかわらず、早急な改善および関係各所への連絡が遅れ、結果的にはすべて事後処理になっていること。

④博多区が国勢調査開始前から配布期間を延長した理由が、調査員の確保不足などを主にした準備不足ということでは、延長するに足りる説得力に欠け、事前から配布期間延長の必要性があったのかどうかの疑問が残ること。

⑤9月22日になってはじめて、福岡市総計調査課は総務省統計局の国勢調査専門官に福岡市博多区のインターネット回答の利用案内配布期間延長を事後報告し、「地域の実情に応じて期間を延長することはやむを得ない。」という回答をもとにして、博多区役所総務課長は博多区の裁量で配布期間設定を決められるのだから何ら問題はないと主張した。しかし、9月25日に福岡市調査係長に確認したところ、「総務省統計局に福岡市博多区の配布期間延長が国勢調査開始前に決められたことの顛末を正確に伝えられたのかどうか、自信が持てなくなったので再度確認させてほしい」との回答があった。つまり期間延長が、あらかじめ定められた9月10日から9月12日の間に博多区で2日延長するに事足りる理由が生じたと解釈され、延長はやむを得ないとの判断がくだされた可能性が残るからである。

⑥博多区役所が一般公募した国勢調査員の職務履行にも問題が残っていること。(現時点で



の詳細は9月19日付の書面のとおりに書面では見えないが、質問の回答が二転三転しており、さらなる調査確認が必要と思われる。

⑦9月18日に[ ]が総務省統計局に福岡市博多区の事情を問い合わせた結果、福岡県を通じて改善指導するとの回答があったが、実際に改善指導の連絡が福岡県にあったのかどうかの事実確認はまだ取れていない。追記にある9月25日の[ ]統計専門官の話を参照。

⑧福岡市統計調査課が作成した国勢調査のホームページ上で、配布期間（インターネット回答に関して）の終了日が記載されていないこと。\*9月19日付の書面または現物参照。

⑨9月26日、国勢調査票が届き、封筒の表には大切な3種類の書類（○調査票 ○調査票の記入のしかた ○郵送提出用封筒）が入っていると書かれていた。さらに「調査票はご希望の方法でご提出ください」と黒帯で目立つように記載され、10月1日（木）以降、調査員が改めて訪問いたします。続いて○調査員に提出 ○郵送での提出 となっている。ところが3種類の書類にもう1枚「調査票の提出方法について」のチラシが入っていた。だから実際は4種類。内容は、福岡市では郵送での提出を基本としている。訪問回収を希望する場合や不明な点は福岡市博多区役所総務部総務課へ電話またはFAXで問い合わせ。希望がなければ10月1日以降の訪問員の再訪問は原則しない。と書かれている。この福岡市の提出方法も事前に県や総務省に届けてあるのか。形式の問題だけをとり、調査票の封筒に記載された国勢調査の基本ルールが、福岡市のチラシ1枚で変更されることにより、封筒の表書きに頼って提出準備した人は、チラシを見逃すと、提出できないおそれが出てくる。実際に受け取った者として、調査票を書き終えて再度封筒の表に書かれた提出方法からどれを選ぼうかと書類まとめていて、最後にもう1枚福岡市のチラシがあることに気がついた。これは1人暮らしの高齢者などを含めたいわゆる（生活）弱者にとっては不親切で分かりにくい。結果的には選択肢を狭めたことになる。回答提出者の立場になって実際に調査票1式を手にとりて見るとよく分かるだろう。誤解や混乱を招く要因となる。これらの修正変更が福岡市から福岡県へ正確に伝えられていないこと。

⑩資料によると『インターネット回答促進リーフレット』の配布が9月17日～9月18日とあるが、[ ]宅には届いていない。実際に配布したのかという質問の回答もなく。回答があったとしても、すべて事後報告になっていること。

⑪博多区修正版の資料では、調査員の回収と転入世帯の確認は10月1日（木）～10月4日（日）となっているが、調査員業務の流れとした別の資料では10月1日～10月5日となっている。これらのように、総務省統計局・都道府県・市区町村で定めた規約が、福岡市、福岡市博多区とそれぞれに変更・修正されており、市・区民には周知徹底されておらず、誤解や混乱をまねくおそれがあること。

⑫国勢調査員の手当では調査区（約 50 世帯）で 3 万 9 千程度（交通費等込）。約 100 世帯で 7 万 4 千円程度と、（約・等・程度）と不明瞭なこと。調査員の要件として①責任を持って業務を遂行できる方とされているが、調査回答資料、連絡メモ、インターネット回答促進リーフレットの不配・遅配等、要件に反した調査員の手当などは具体的にどのようになるのか。

#### □その他

現時点で気がついたことを列記したが、国勢調査が進み資料等を見れば見るほど、福岡市の国勢調査に対する取り組み方に次々と疑問が出てきた。これらの質問に対して福岡市は速やかに回答し、問題点を早急に改善することを求める。

国民には国勢調査に回答する義務とその義務に反したときには罰則まで定められている。調査を実行する者は、その義務と罰則まで定められた国民が負う国勢調査の回答を円滑にできるよう、誠実に職務履行されることを 1 人の国民、福岡県民、福岡市民、博多区民として繰り返し望む。

#### □追記

9 月 25 日午後 9 時 23 分に福岡市統計調査課木村悟係長（以下木村と略す）から [ ] に電話連絡があり、上記⑤の問題点について再度、総務省統計局国勢統計課 [ ] 統計専門官（以下 [ ]）と確認連絡を取っている。もしよければ [ ] の電話番号を伝えるので、 [ ] と直接話をしてもらえないかとの申し入れがあり、同日午後 9 時 35 分に電話を受け、 [ ] と [ ] とで話をした。下記はその要旨。

[ ] 「木村からこのたびの事情説明とともに [ ] の上申書も受け取った。」

[ ] 「特に⑤の問題について木村から [ ] に正確に事情説明が行われたかどうか懸念した。

木村と話をして、問題の核心を避けて伝えられていることを感じたからだ。私が最も伝えたいことは、福岡市博多区役所が国勢調査インターネット回答の利用案内配布期間を 2 日延長したのは、国勢調査が開始される前の 8 月であり、9 月 10 日から 9 月 12 日の間に延長しなければならない事情が発生し、その時点で延長したのではない。」

[ ] 「9 月 10 日から 9 月 12 日の配布期間は一定の規則であり、地域の実情に応じて期間を延長することはやむを得ないこともある。しかしいかなる事情があっても変更する場合の連絡は必要になる。国も広報誌やホームページなどを利用して国民に伝える努力をしている。福岡市博多区であればまずは博多区民、福岡市、そして福岡県から国（総務省統計局）。例えば配布期間中に大雨による災害が発生した県や市区町村からも期間延長を願う連絡があった。そういった届け出があつてこそ、はじめて国（総務省統計局）は事態を把握でき、国民からの問い合わせ窓口となる国勢調査コールセンターなどが機能して、混乱や誤解などを防ぐことができるようになる。」

「再三伝えるが福岡市博多区の場合は、国勢調査開始前に博多区総務課 夙慶一郎課長（以下博多区総務課長）の判断で期間延長を決定し、博多区民はもとより博多区長にも福岡市にも通知をしていなかった。にもかかわらず、博多区総務課長は地域の実情に応じて期間を延長することはやむを得ないとの総務省統計局からの回答を受け、博多区にその裁量があるので期間の延長は事後報告ではあるが、何ら問題ないと言い切った。それは国からのお墨付きをもらっていると言わんばかりで、憤りを超え、（博多区民は置き去りですねと博多区総務課長に言った言葉を思い出し）失望さえ感じた。」

「国の立場からは国民と呼ばしてもらうが、国民が国勢調査の回答義務を定められている分、国勢調査を行う立場の者は襟を正さなければならない。」

「博多区総務課長からの話を聞いたとき、正直言って国の対応にも不信感を抱いた。木村係長は役人同士で歯に衣着せぬような率直な言い方はしづらいと思ったのか、だから私に直接話をするを求めたのだろう。話に通じてよかった。」

「私も（ ）の話を聞いていて、やっと木村との話につながった。博多区の対応には問題があると思うので、改めて福岡県を通じて改善指導する。また何かあれば来週の月曜日には対応できると思う。」

「木村係長も月曜日の午後からなら（ ）が送るメールチェックなどの対応できることだ。（ 、 ）ともに夜分の連絡になったことを詫言電話を切る。」

以上

(※) 当該資料は著作権法上の規定により、掲載  
していません。

平成 27 年 11 月 6 日

福岡市総務企画局企画調整部統計調査課  
課長 徳永 国治 様

平成 27 年国勢調査に係る質疑への不服申し立て

1. 市政だより博多区版の掲載については、10月5日福岡市役所での面談時に「お詫びの」掲載を約束されました。「11月15日版がよいかな」との夙課長の発言もあります。福岡市版とは掲載内容の具体性が違うことはあきらかであり、少なくともインターネットでの回答書配布期間の延長を事前に区民に知らせていなければ、事後にお詫びする旨のことを確約されました。それにもかかわらず博多区版に掲載しないことは、約束違反で甚だ遺憾です。ただちに掲載することを準備され約束を履行してください。約束された私も市民（区民）の1人です。市民をないがしろにしています。
2. その他の質問のいくつかは10月5日の面談時に回答済みとありますが、これは口頭でのことであり、録音内容を聞いても具体的な回答にはなっていません。10月5日に回答済みとされるのであれば、肝心の市政だより「博多区版」の回答は掲載するとのことでした。
3. 市民（区民）の質問に対しての回答が具体性に欠き、不親切です。なおかつ、無視、放置されているとも捉えかねないような対応です。これは何度も申し上げますが、あなた方には福岡市、博多区の役職としての説明責任があります。市・区民からいろいろな質問や苦情があることはわかっていますが、今回のこれらの質問に対しても真摯に傾聴され誠実に事を処してください。

以上取り急ぎ不服を申し立てますが、本日分は主に「市政だより博多区版」でのお詫び不掲載への不服を申し立てます。

その他具体性に欠けるところは、資料請求分の閲覧後に再度まとめて文書で送ります。

そのためにも資料閲覧を早く行わなければなりませんので迅速な手配を願います。

私の居住地区の国勢調査指導員の氏名公開も、情報公開制度の利用とは驚きです、閉ざされたものですね。市民の社会通念では考えられません。

なお、今後の文書での回答は、部署だけでなく担当者名も明記してください。

平成 27 年 11 月 6 日

博多区役所総務部総務課長

夙 慶一郎 様

平成 27 年国勢調査に係る質疑への不服申し立て

1. 市政だより博多区版の掲載については、10 月 5 日福岡市役所での面談時に「お詫びの」掲載を約束されました。「11 月 15 日版がよいかな」との夙課長の発言もあります。福岡市版とは掲載内容の具体性が違うことはあきらかであり、少なくともインターネットでの回答書配布期間の延長を事前に区民に知らせていなければ、事後にお詫びする旨のことを確約されました。それにもかかわらず博多区版に掲載しないことは、約束違反で甚だ遺憾です。ただちに掲載することを準備され約束を履行してください。約束された私も区民の 1 人です。区民をないがしろにしています。
2. その他の質問のいくつかは 10 月 5 日の面談時に回答済みとありますが、これは口頭でのことであり、録音内容を聞いても具体的な回答にはなっていません。10 月 5 日に回答済みとされるのであれば、肝心の市政だより「博多区版」の回答は掲載するとのことでした。
3. 市民（区民）の質問に対しての回答が具体性に欠き、不親切です。なおかつ、無視、放置されているとも捉えかねないような対応です。これは何度も申し上げますが、あなた方には福岡市、博多区の役職としての説明責任があります。市・区民からいろいろな質問や苦情があることはわかっていますが、今回のこれらの質問に対しても真摯に傾聴され誠実に事を処してください。

以上取り急ぎ不服を申し立てますが、本日分は主に「市政だより博多区版」でのお詫び不掲載への不服を申し立てます。

その他具体性に欠けるところは、資料請求分の閲覧後に再度まとめて文書で送ります。

そのためにも資料閲覧を早く行わなければなりませんので迅速な手配を願います。

私の居住地区の国勢調査指導員の氏名公開も、情報公開制度の利用とは驚きです、閉ざされたものですね。市民の社会通念では考えられません。

なお、今後の文書での回答は、部署だけでなく担当者名も明記してください。

平成 27 年 11 月 9 日

福岡市博多区長  
古賀康彦 様

平成 27 年国勢調査に係る福岡市博多区の対応について

拝啓 秋気深まりつつも小春日和がつづくこの頃ですが、古賀区長におかれましては、博多区政のさまざまな難題に取り組まれていることとお察しいたします。

さて、標題の件については夙慶一郎総務課長を通して報告されていることと存じますが、夙総務課長との 3 回におよぶ面談の結果、この度の国勢調査における博多区の対応に大きな疑問を抱きましたので下記のとおり、区民として区長に不服を申し立てます。

記

1. 要旨 総務省統計局（国）が定めた、国勢調査方法を福岡市博多区は行政区に裁量があるとして、今回初めて採用されたインターネット回答をはじめ従来の回答書の配布期間等を変更し、博多区民をはじめ、博多区長、福岡市にも知らせていなかった。  
国への質問によると、各行政区の事情に応じて一定の裁量は認めているが、国の定めを変更した場合は、混乱を避けるために国民（県民・市民・区民）と国（都道府県・市区町村）に周知を図る必要があるとの回答があった。\*資料参照
2. 異議 区民に広報しなかったのであれば、市政だよりなどを使って事後報告でも区民に伝えるべきだと一貫して要望した。11 月 5 日の博多区からの回答は、福岡市全市版に掲載することで博多区版への掲載は行わないこととしたと、夙総務課長から説明があった。10 月 5 日の夙総務課長との面談時には、博多区版にお詫びの掲載をする旨の発言内容は、検討すると言ったにすぎず約束したわけではない。市政だより博多区版へ掲載することの権限は総務課長にあり、総務部長、博多区長も掲載しないことに同意したと結論づけた。私は 10 月 5 日の夙総務課長の発言は、博多区版にお詫びの掲載をする約束をしたものと理解しており、この結論は約束の不履行と受け、博多区長に異議を申し立てる。
3. 要望 福岡市は市政だよりに、この度の件についてのお詫びを掲載することを広報課と紙面の調整をして決定した。博多区も区民に対する広報の不備を認めているならば、市政だより博多区版を通して区民に知らせることを重ねて強く要望する。すなわち国が定めて国民に広報したことを、博多区が独自に変更しながら、区民がまったく知らないまま区が独断で進めていくことは、事の大小にかかわらず許されないからである。

#### 4. その他の資料

①平成 27 年 9 月 27 日付 福岡市博多区長あて「平成 27 年国勢調査に関する疑問について」

②平成 27 年 10 月 5 日付 「平成 27 年国勢調査の回答案内配布等について」

以上のこと、あるいはこの書面も果たして区長のもとに届くのかどうか定かではないなか、はじめて市政・区政に対してこのような形で上申いたします。

このあとは個人感情をまじえた話になりますが、今回の事案について窓口として対応された、川本財務・調査係長は誠実かつ真摯に私の質問や苦情に対応されていました。しかし、夙給務課長の対応で、区民に対するある意味居丈高な接し方に感情を逆なでされたのです。問答無用とばかりの発言にたまりかね、「ではあなたはこの問題をシャットダウン、閉ざそうとするのですね」と返すと、「では、お帰りください」と感情的に相容れなくなり、博多区役所に対しての不審感が募り、むなしさが残るだけでした。残念というのはまさにこういう感情です。これは冷静に考えても、責任者の自浄能力の欠如です。

先般 11 月 2 日に住吉神社で執り行われた「横綱土俵入り」の参拝行事に古賀区長も出席しておられましたが、場所柄をわきまえ、面識もないまま声かけすることを控えました。今となれば、帰り際にでも一言もの申しておけばよかったと悔まれます。

だれかの名言を借りて国を区に置き換えれば、「区があなたのために何をしてくれるのかを問うのではなく、あなたが区のために何を成すことができるのかを問うて欲しい。」

釈迦に説法かもしれませんが、この言葉をよく考えると、博多区役所は区民の言葉に対して真摯に耳を傾けて、事を処してほしいと切望します。

なぜなら、博多区に住む私たち日本国民の小さな声を拾い上げる最も身近なお役所は、博多区役所だからです。さまざまな人たちから、行政に関する多様な言葉が寄せられていることは重々承知のうえです。どうかお願いします。博多区民を失望させないでください。

敬具



国勢調査員の主な仕事

平成27年11月20日陳情者

作成

|        | インターネット回答の利用案内の配布 | インターネット回答促進リーフレット配布 | インターネット回答受付 | 調査票の配布    | 調査票の提出状況の確認と回収 | 確認状の配布    | 調査票未提出世帯からの回収 |
|--------|-------------------|---------------------|-------------|-----------|----------------|-----------|---------------|
| 総務省統計局 | 9月10日～12日         | 9月17日～18日           | 9月10日～20日   | 9月26日～30日 | 10月1日～7日       | 10月8日～10日 | 10月18日～20日    |
| 福岡市    | 9月10日～12日         | 9月17日～18日           | 9月10日～20日   | 9月26日～30日 | 10月1日～7日       | 10月6日～8日  | 10月16日～18日    |
| 博多区    | 9月10日～14日         | 9月17日～18日           | 9月10日～20日   | 9月26日～30日 | 10月1日～4日       | 10月5日～7日  | 設定日不明         |
| 中央区    | 9月10日～12日         | 9月17日～18日           | 9月10日～20日   | 9月26日～30日 | 10月1日～7日       | 10月6日～8日  | 設定日不明         |
| 南区     | 9月10日～12日         | 9月17日～18日           | 9月10日～20日   | 9月26日～30日 | 10月1日～7日       | 10月6日～8日  | 設定日不明         |
| 西区     | 9月10日～12日         | 9月17日～18日           | 9月10日～20日   | 9月26日～30日 | 10月1日～7日       | 10月6日～8日  | 設定日不明         |
| 城南区    | 9月10日～12日         | 9月17日～18日           | 9月10日～20日   | 9月26日～30日 | 10月1日～7日       | 10月6日～8日  | 設定日不明         |
| 早良区    | 9月10日～12日         | 9月17日～18日           | 9月10日～20日   | 9月26日～30日 | 10月1日～7日       | 10月6日～8日  | 10月16日～18日    |
| 東区     | 資料作成なし            | 資料作成なし              | 資料作成なし      | 資料作成なし    | 資料作成なし         | 資料作成なし    | 資料作成なし        |

\*総務省統計局が定めた日程よりも区民の回収期間が短くなる設定。総務省統計局および福岡市と異なる期間設定、設定日が不明確な市区。

福岡市が作成した『平成27年国勢調査 調査員業務の流れ』では調査票の提出状況の確認は10月6日～8日、回収は10月1日～5日とされ、「平成27年国勢調査 調査員のしおり～福岡市における『調査員のしごと』について～」に記載の10月1日～7日との期間設定に違いが認められる。

\*資料『平成27年国勢調査 調査員のしごと』総務省統計局版、福岡市博多区、中央区、南区、西区、城南区、早良区の各版(東区は当該文書作成なし)

『平成27年国勢調査 調査の手引き』総務省統計局版(福岡市は当該文書作成なし)

『平成27年国勢調査 調査員のしおり～福岡市における『調査員のしごと』について～』『平成27年国勢調査 国勢調査員の募集について』福岡市版  
『平成27年国勢調査 調査員業務の流れ』福岡市版

\*上記資料『平成27年国勢調査 調査員のしごと』では、指導員による確認期間は博多区(9月7日～9日、9月24日～25日)、中央区(9月6日～9日、9月24日～25日、10月13日～15日)、南区(9月6日～9日、9月24日～25日)、西区(9月6日～9日、9月24日～25日、10月14日～15日)、城南区(9月7日～9日、9月24日～25日)、早良区(9月6日～9日、9月24日～25日)、東区は当該文書を作成していないため不明。

平成 27 年 11 月 27 日

実施機関 福岡市長 高島 宗一郎 様

異議申立人

## 公文書非公開決定に対する異議申立て

### 1. 異議申し立ての趣旨

福岡市長（以下「実施機関」という。）が異議申立人に対して行った、平成 27 年 11 月 24 日付けの公文書非公開決定の内容および理由に不明な点があるため。

### 2. 異議申し立ての経過

- ① 平成 27 年 10 月 13 日、異議申立人は、福岡市総務企画局企画調整部統計調査課（以下「福岡市統計調査課」という。）と福岡市博多区役所総務部総務課（以下「博多区総務課」という。）とに対して、平成 27 年国勢調査における調査方法の疑問や不審な点などを市民が持つ権利の範囲内で調べたいことがあるとの理由で、異議申立人の居住区を担当した、指導員の氏名を教えてくださいと願い出、面会を望んだ。
- ② 平成 27 年 11 月 5 日、博多区総務課は「博多区 [redacted] を含む担当区域の指導員の氏名」の公開については、情報公開制度をご利用ください。面会については、現時点ではその必要性を感じておりません。と回答した。
- ③ 平成 27 年 11 月 12 日、異議申立人は福岡市情報公開室で公文書公開請求書を作成し提出した。公開を請求する公文書の名称又は内容欄には、平成 27 年度国勢調査に係る、請求者（異議申立人）の居住区を担当した、調査員および指導員すべての氏名と住所連絡先。＊個人情報を除く と記入した。
- ④ 平成 27 年 11 月 24 日付けで、実施機関は、公文書の公開請求については、福岡市情報公開条例第 11 条第 2 項の規定により、公開しないことと決定し、請求者に郵送通知した。公文書を公開しない理由は、「対象文書については、国から不開示とする旨通知されているため。」と記載。
- ⑤ 平成 27 年 11 月 27 日、異議申立人は、④の決定通知について、これを不服として実行機関に対して異議申立てを行った。

### 3. 異議申立人の主張要旨

① 博多区総務課は異議申立人が平成27年国勢調査における調査方法の疑問や不審な点などを問い合わせるために、異議申立人の居住区を担当した調査員および指導員に面会するための情報提供依頼を、福岡市の情報公開制度を利用するように回答し、公文書公開請求書の提出を求め、公開請求に係る公文書を国勢調査員および指導員の名簿とし、名簿には異議申立人の居住区以外を担当した調査員および指導員の情報も記載されているとの事由で、国が対象文書（名簿）は不開示とする旨通知されていることを理由にし、福岡市情報公開条例第7条第6号に該当するとし、第11条第2項の規定により、公開しないことを決定している。

② そもそも平成27年国勢調査における調査方法の疑問や不審な点などを問い合わせるために、異議申立人の居住区を担当した、調査員および指導員に面会するために、氏名を教えてほしいとの願い出に対し、福岡市の情報公開制度を利用して、公文書公開請求書を提出しなければならない程の必要性があるとは考えにくい。

③ 異議申立人は公文書公開請求書に公文書の名称まで指定していないが、公文書非公開決定通知書には、「平成27年国勢調査 国勢調査員名簿」、「平成27年国勢調査 国勢調査指導員名簿」と記載し、対象文書については、国から不開示とする旨通知されているため、と情報公開しない理由にしている。

国の不開示とする旨通知は、公文書非公開決定通知書と博多区総務課の口頭説明では国のどの部署からの通知か、不開示とする旨が具体的に理解できず、不十分である。

したがって、福岡市情報公開条例第7条第6号に該当するとし、第11条第2項の規定により、公開しないことと決定したことに不服があり、福岡市情報公開条例第1章総則 第1条の目的に反すると考えて、異議を申し立てる。